

まちづくり条例から建築基準法改正をイメージする

－ 開発調整における市民と建築家の対話型調整制度は可能か?－

都市計画法及び建築基準法の抜本的改正が進まない中、自治体では、地方分権を受けて独自に開発調整制度の創設と運用が進んでいる。自治体においては、まちづくり条例で、市民も含めた開発調整制度、数値的基準にとどまらず地域における土地利用の規範に基づいた開発調整制度、土地引き前の段階での調整制度を整えている。これらの事例は、現行の都市計画法、建築基準法の開発又は建築許認可システムの改正を求めているものであり、建築確認から建築許可システムへの改正により、一層有効に機能するものである。自治体における制度の実績を踏まえて、開発調整制度の可能性について探る。

<主催>都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会

日 時:2012年1月21日(土)13:00～17:30

場 所:建築会館 会議室

司 会:小枝すみ子(千代田区議)

記 録:黒崎晋司(コンサルタント)

1、主題解説 野口和雄(都市プランナー)

自治体の新しい制度づくりと建築基準法改正を展望する。狛江市、練馬区、国分寺市、府中市等にもみる開発調整制度、福祉のまちづくり推進条例(練馬区)や環境配慮制度(都)にもみる配慮指針に基づく公表制度、真鶴町にもみる美の基準(定性的基準)に基づく調整制度等の具体的事例から、建築基準法の改正を提案する。

2、討論

- ① 上村千寿子氏(市民、景観と住環境を考える全国ネットワーク)「建築家は責任を果たしているか」
- ② 奈須りえ氏(大田区議)「地方議会と立法・開発調整」
- ③ 窪田亜矢氏(東京大学)「建築デザインの調整システム」
- ④ 室地隆彦氏(自治体職員)「開発調整と条例・行政の役割」
- ⑤ 野口和雄氏(都市プランナー)「まちづくり規範と建築許可」

参加費 会員:1,000円 会員外:1,500円 学生:500円

定員 60名

申込方法 FAX または e-mail にて催物名称・会員番号・氏名・勤務先・電話番号・e-mail アドレスを明記の上お申込下さい。定員に達した場合は、お断りする方のみご連絡します。

申込み・問合せ 日本建築学会事務局教育・普及事業グループ 酒井

e-mail:sakai@aij.or.jp TEL03-3456-2051 FAX 03-3456-2058